

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第30号	
事故等名	漁船第十五伊勢丸漁船第十八梅昭丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年1月27日22時36分ごろ	
発生場所	加佐岬灯台から真方位315° 15.2海里付近 (北緯36° 31' 50"、東経136° 04' 28")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月4日神戸・地方事故調査官が、両船の所属漁業協同組合から資料を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 漁業登録番号 船舶所有者等	A 漁船 第十五伊勢丸 19トン IK2-5126 個人所有(複数共同名義)	
船種・船名・総トン数 漁業登録番号 船舶所有者等	B 漁船 第十八梅昭丸 10トン IK2-5581 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士、特殊船舶操縦士及び特定操縦免許 B 船長 一級小型船舶操縦士、特殊船舶操縦士及び特定操縦免許	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A なし B 右舷船尾部外板割損	
事故等の経過	A船は、かに底引網漁船で、船長ほか3人が乗り組み、出漁後7回目の投網を行うため、船尾からえい網索を繰り出しながら10ノットの速力として旋回中、B船は、A船の僚船で、船長ほか1人が乗り組み、漂泊して船首から魚網の揚収作業中、平成21年1月27日22時36分ごろ、A船船首部と、B船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は船内に浸水したため、A船に引かれて定係地に引き付けられた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、投網を行うため旋回中、GPSプロッターで投網地点を確認して適切な見張りを行わず、前路のB船に気付かず、B船を避けなかった可能性があると考えられる。 B船は、漂泊して魚網の揚収作業中、作業に気をとられていて適切な見張りを行わず、後方から接近するA船に気付かないまま、A船に対して警告信号を行わなかった可能性があると考えられる。

原因	本事故は、夜間、A船が投網を行うため旋回中、B船が漂流して漁網を揚収中、A船が前路漂流して揚網作業中のB船に気付かず航行し、また、B船が、接近するA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし